平成２２年（フ）第５４１号
宮崎県児湯郡川南町大字川南25041番地１
債務者　恵利みゆき
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７８３号
鹿児島県鹿児島市三和町21番10号　セデリア村中Ⅲ403号
債務者　相良真理亜
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３３号
鹿児島県鹿児島市加治屋町11番24号　アッシュビル３Ｆ
債務者　淺井　智子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３５号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目10番３号
債務者　知識美恵子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５号
沖縄県石垣市字新川2352番地　県営住宅真喜良第二団地１号棟202号
債務者　砂川　　望（旧姓大城）
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第３０８号
青森県八戸市大字田面木字下田面木45番地２ドリームハウスにしき102
債務者　中村　朱美
１　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
青森県三戸郡三戸町大字川守田字橋の下40―３　大沢アパート１号室、住民票上の住所青森県三戸郡田子町大字石亀字道地32番地
債務者　花海　和義
１　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
青森県八戸市根城２丁目23番11号
債務者　青木むつ子
１　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
長野県上田市常田２丁目31番３号　プラザハイツ常田101号、前住所長野県上田市常入１丁目１番26号
債務者　関　　邦子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２５０号
長野県小県郡長和町古町60番地１
債務者　滝沢　夏江（旧姓野村）
１　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３９４号
神戸市西区玉津町居住164番地の２
債務者　村松　賢丈
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４９４号
兵庫県明石市小久保１丁目15番地の５　サニーコートⅠ―203号、旧住所兵庫県明石市東朝霧丘９番13号
債務者　伊庭　由美
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４９６号
兵庫県明石市西明石東町13番地の６　ビギン鳥羽101号、旧住所兵庫県明石市小久保３丁目７番地の１　クレドール西明石１―302号
債務者　山本　　朗
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
神戸市西区池上３丁目４番地の１　ナビオ神戸202号
債務者　石上真視子（旧姓行島）
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第８号
兵庫県明石市西明石南町２丁目15番４号　Ａ―スクエア302号
債務者　細川　清一
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
奈良市南京終町７丁目527番地の２
債務者　新谷　美和
１　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６８１号
奈良市鳥見町４丁目１番地の２　富雄団地２―204号
債務者　冨永　幸男
１　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
奈良地方裁判所